

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第 79 号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

- 1 京都市こころの健康増進センターにおいて、新たに児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行うこととしました。
- 2 身体障害及び精神障害の相談窓口を併設化することにより身体障害者福祉及び精神障害福祉の増進を図るため、京都市こころの健康増進センターを京都市身体障害者リハビリテーションセンターと同一の建物に移転させることに伴い、その位置を変更することとしました。

（改正内容）

京都市こころの健康増進センターの位置の変更

変更前の位置 京都市中京区壬生東高田町1番地の15

変更後の位置 京都市中京区壬生仙念町30番地

敷地面積 3,197平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建て

京都市身体障害者リハビリテーションセンターと共用

延べ床面積 京都市こころの健康増進センター部分（2階から5階までの各一部）

延べ床面積1,232平方メートル（予定）

移転予定時期 平成27年10月1日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、第1条第1項の改正規定は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第79号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市中京区壬生東高田町1番地の15」を「京都市中京区壬生仙念町30番地」に改める。

第2条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第3条第2項第1号中「第4号まで」の右に「及び第7号」を加える。

別表中「第2条第3号」の右に「及び第7号」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)